

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等及び水田農業経営確立助成補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

I 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

助成金等の名称	1		特別勘定に経理した金額	円			
助成金等を交付した者	2				15		
交付を受けた年月日	3	昭平 . .			繰入限度額 (10) - (12)	16	
交付を受けた助成金等の額	4						円
帳簿価額の減額等をした場合	減価補てん金	減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額			繰入限度超過額 (15) - (16)	17	
		減価償却資産の帳簿価額を減額した金額					翌期繰越額の計算
		損金不算入額 (6) - (5)					
	転廃業助成金の額	8				繰越した額の計算	19
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	9				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		
差引転廃業助成金の額 (8) - (9)	10				当期中に益金の額に算入すべき金額	20	
固定資産の帳簿価額を減額し、若しくは引当金又は積立金に経理した金額	11						
圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため00又は00のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	12						
圧縮限度額 (12)又は(12)-1円	13						
圧縮限度超過額 (11) - (13)	14				期末特別勘定残額 (18)-(19)-(20)	21	

II 水田農業経営確立助成補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

交付を受けた年月日	22	平 . .	特別勘定に経理した金額	円		
交付を受けた水田農業経営確立助成補助金等の額	23				繰入限度額 (23) - (25)	29
帳簿価額の減額等をした場合	固定資産の帳簿価額を減額し、若しくは引当金又は積立金に経理した金額	24			繰入限度超過額 (28) - (29)	30
		圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(23)又は(23)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額				
	圧縮限度額 (25)又は(25)-1円	26			当初特別勘定に経理した金額 (28) - (30)	31
	圧縮限度超過額 (24) - (26)	27				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
					当期中に益金の額に算入すべき金額	33
			期末特別勘定残額 (31) - (32) - (33)	34		

## 別表十三（十一）の記載の仕方

### 1 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、転廃業助成金等の交付を受けた法人が、措置法第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、転廃業助成金等の交付の通知書又はその写し等措置法規則第22条の17第2項《転廃業助成金等に係る課税の特例に関する添付書類》に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。

(2) 「特別勘定に経理した金額15」には、措置法第67条の4第5項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

### 2 水田農業経営確立助成補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

この明細書は、農地法第2条第7項《定義》に規定する農業生産法人が、平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条《法人税の特例》、平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条《法人税の特別》並びに平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条《法人税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。